

平成 2 2 年第 1 回

# 有田川町議会臨時会会議録

有 田 川 町 議 会

平成22年第1回有田川町議会臨時会 日程表

1. 会 期                    2月16日 1日間

2. 会議日程

	月 日	曜	日 程
第 1 日	2月16日	(火)	本会議 全員協議会

## 平成22年第1回臨時会 目次

### 第1日(2月16日)

1. 議事日程.....	1
2. 出席議員.....	2
3. 欠席議員.....	2
4. 遅刻議員.....	2
5. 会議録署名議員.....	2
6. 出席説明員.....	2
7. 出席事務局職員.....	2
8. 議事の経過.....	3
開会.....	3
開議.....	3
日程第1 仮議席の指定.....	4
日程第2 選挙第1号 議長の選挙.....	4
追加日程	
日程第1 議席の指定.....	7
日程第2 会議録署名議員の指名.....	7
日程第3 会期の決定.....	7
日程第4 選挙第2号 副議長の選挙.....	7
日程第5 発議第1号 有田川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について...	9
日程第6 発議第2号 有田川町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について...	10
日程第7 常任委員の選任 .....	11
日程第8 議会運営委員の選任 .....	12
日程第9 選挙第3号 有田周辺広域圏事務組合議会議員の選挙 .....	12
日程第10 選挙第4号 有田郡老人福祉施設事務組合議会議員の選挙 .....	13
日程第11 選挙第5号 有田聖苑事務組合議会議員の選挙 .....	13
日程第12 選挙第6号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 .....	14
一括議題 提案理由の説明 .....	15
日程第13 議案第1号 財産の取得について .....	16
日程第14 議案第2号 有田川町教育委員会委員の任命の同意について .....	20
日程第15 議案第3号 有田川町教育委員会委員の任命の同意について .....	21
日程第16 議案第4号 有田川町公平委員会委員の選任の同意について .....	21
日程第17 議案第5号 有田川町公平委員会委員の選任の同意について .....	22
日程第18 議案第6号 有田川町公平委員会委員の選任の同意について .....	22
日程第19 議案第7号 有田川町監査委員の選任の同意について .....	23
日程第20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 .....	23
閉会 .....	25

平成22年第1回有田川町議会臨時会会議録

平成22年2月16日

有 田 川 町 議 会

# 1 議 事 日 程

(平成22年第1回有田川町議会臨時会)

平成22年2月16日  
午前9時30分開会  
於 議 場

日程第1 仮議席の指定

日程第2 選挙第1号 議長の選挙

## 追加議事日程

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 選挙第2号 副議長の選挙

日程第5 発議第1号 有田川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 発議第2号 有田川町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第7 常任委員の選任

日程第8 議会運営委員の選任

日程第9 選挙第3号 有田周辺広域圏事務組合議会議員の選挙

日程第10 選挙第4号 有田郡老人福祉施設事務組合議会議員の選挙

日程第11 選挙第5号 有田聖苑事務組合議会議員の選挙

日程第12 選挙第6号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

日程第13 議案第1号 財産の取得について

日程第14 議案第2号 有田川町教育委員会委員の任命の同意について

日程第15 議案第3号 有田川町教育委員会委員の任命の同意について

日程第16 議案第4号 有田川町公平委員会委員の選任の同意について

日程第17 議案第5号 有田川町公平委員会委員の選任の同意について

日程第18 議案第6号 有田川町公平委員会委員の選任の同意について

日程第19 議案第7号 有田川町監査委員の選任について

日程第20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

2 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	増谷 憲	2番	堀江 眞智子
3番	橋爪 弘典	4番	東 武史
5番	岡 省吾	6番	前 勢利夫
7番	湊 正剛	8番	佐々木 裕哲
9番	森本 明	10番	殿井 堯
11番	坂上 東洋士	12番	楠部 重計
13番	新家 弘	14番	西 弘義
15番	中山 進	16番	竹本 和泰
17番	亀井 次男	18番	森谷 信哉

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

1番	増谷 憲	18番	森谷 信哉
----	------	-----	-------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

町 長	中山 正隆	副町長	山崎 博司
清水行政局長	保田 永一郎	会計課長	浜田 文男
総務課長	須佐見 政人	企画財政課長	山崎 正行
総合業務課長	高垣 忠由	消防 長	前田 英幸
福祉課長	星田 仁志	環境衛生課長	河島 一昭
住民課長	福原 茂記	税務課長	赤井 康彦
建設課長	東 信行	産業課長	中島 詳裕
地籍調査課長	大方 肇	水道課長	山本 満寿典
下水道課長	東 敏雄	教育委員長	毛保 敦
教育 長	楠木 茂	学校教育課長	坂上 泰司
社会教育課長	三角 治		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局 長	本下 浩久	書記	池尻 ひろ子
-------	-------	----	--------

## 8 議事の経過

開会 9時30分

議会事務局長（本下浩久）

皆さん、おはようございます。

本日招集されましたこの臨時会は、一般選挙後、初めての議会でございます。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の前勢利夫議員をご紹介します。

〔年長の議員 前勢利夫君、議長席に着く〕

議会事務局長（本下浩久）

それでは、皆さん、ご起立願います。——礼。

〔全員礼〕

臨時議長（前勢利夫）

ただいま紹介されました前勢利夫です。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。

どうぞよろしくお願ひします。

ただいまの出席議員は18人であります。

定足数に達していますので、第1回有田川町議会臨時会は成立いたしました。

ただいまから平成22年第1回有田川町議会臨時会を開会します。

開議 9時31分

臨時議長（前勢利夫）

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、まず町長から招集に当たってのご挨拶がございます。

町長、お願いいたします。

町長（中山正隆）

おはようございます。

本日、有田川町議会議員一般選挙後初の臨時会を招集しましたところ、議員各位には、たいへんお忙しい中にもかかわらず、全員のご出席を賜りまして、ありがとうございます。御礼を申し上げたいと思います。

この度、町民の皆様のご信任を得まして、再び有田川町長という大役を担うことになりました。

議員の皆様におかれましても、非常に厳しい選挙戦を経て、町民の皆様のご信頼をいただき、晴れてご当選の栄を得られましたことに対し、衷心よりお喜びを申し上げたいと思います。

お互いに町民の熱烈な信頼と期待を得まして、これからそれぞれの任務に就く訳でござ

いますけれども、目的とするところは一つであります。町民の幸せを求め、町政の発展を願うものであります。町議会並びに執行部がそれぞれの立場で本務に精励することにより、町民のご期待におこたえすることができるかと確信をしております。

どうか、議員の皆様方には、今後ともご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、町政運営の施政方針につきましては、次の定例会で表明をしたいと思っておりますので、ご了承賜りたくお願いを申し上げます。

ありがとうございます。

臨時議長（前勢利夫）

これより日程に入ります。

..... 日程第1 仮議席の指定 .....

臨時議長（前勢利夫）

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。——よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（前勢利夫）

それでは、今着席の議席をもって本議席といたします。

ここで、しばらく休憩いたします。

その間、全員協議会を開催しますので、4階第1会議室にお集まり願いたいと存じます。よろしく申し上げます。

~~~~~

休憩 9時35分

再開 11時07分

~~~~~

..... 日程第2 選挙第1号 議長の選挙 .....

臨時議長（前勢利夫）

再開いたします。

日程第2、選挙第1号、議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場を閉める〕

臨時議長（前勢利夫）

ただいまの出席議員は、18人です。

次に、立会人を指名します。



会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に仮議席2番、堀江眞智子君及び仮議席3番、橋爪弘典君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。投票は、単記無記名です。

投票用紙の配布をお願いいたします。

〔投票用紙の配布〕

臨時議長（前勢利夫）

投票用紙の配布もれは、ありませんか。

〔配布もれなしを確認〕

臨時議長（前勢利夫）

配布もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱を点検〕

臨時議長（前勢利夫）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

仮議席1番の議員から順次に投票をお願いします。

〔投票〕

臨時議長（前勢利夫）

投票もれは、ありませんか。

〔投票もれなしを確認〕

臨時議長（前勢利夫）

投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

堀江眞智子君及び橋爪弘典君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

臨時議長（前勢利夫）

それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数18票。

有効投票18票、無効投票0票です。

有効投票のうち、増谷憲君2票、前勢利夫君15票、堀江眞智子君1票。

以上、18票でございます。

この選挙の法定得票数は、5票です。

したがって、前勢利夫君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場を開く〕

臨時議長（前勢利夫）

ただいま当選されました前勢利夫君が臨時議長として議長席におりますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

前勢利夫君に発言を求めます。

ご登壇願います。

〔前勢利夫君、登壇〕

仮議席6番（前勢利夫）

ただいま、栄光ある有田川町議会の議長に、議会において選出していただきました。

厚く御礼を申し上げますとともに、まさに身の引き締まるものがございます。あらゆる客観情勢は、今ほど厳しく、かつ中央に対して、憲法に保障されておる自治権に基づき、生活第一線の場としていかに対処をしていくか。中山町長、執行部メンバーとともに議員の決議権、あるいは条例に許されました発案権、審議権、高齢者も、若者も、まさに町民一体となって、安心・安全のまちづくりを目指して、元気な地域を取り戻さなければならない時代ではないかと思えます。

不肖でございますが、議員各位のご協力によりまして選出されました以上は、すべてが公平をもって議会運営に当たらせていただきたいと、この決意でございます。

議員諸公のご鞭撻とご協力、また町長以下、執行部のご指導を賜り、就任のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

〔拍手〕

〔議長、議長席に着く〕

議長（前勢利夫）

ここで、しばらく休憩します。

全員協議会を開催しますので、4階第1会議室にお集まり願いたいと存じます。

~~~~~

休憩 11時21分

再開 13時10分

~~~~~

議長（前勢利夫）

ただいまから再開させていただきます。

議事日程の追加は、お手元に配布のとおりです。

追加議事日程その1に従いまして、議事を進行いたします。

なお、本日の説明員は、町長ほか20人であります。

..... 日程第1 議席の指定 .....

議長（前勢利夫）

日程第1、議席の指定を行います。

議席の指定を行うに当たりまして、臨時議長の時、たいへんな失言をいたしました。仮議席をもって本議席とするという発言を私自体がやりましたので、これを取り消して、改めて議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、お手元に配りました議席表のとおり指定します。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

..... 日程第2 会議録署名議員の指名 .....

議長（前勢利夫）

それでは、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、1番、増谷憲君、18番、森谷信哉君を指名します。

..... 日程第3 会期の決定 .....

議長（前勢利夫）

日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（前勢利夫）

異議がないとのことで、これを認めます。

したがって、会期は、本日1日限りに決定しました。

..... 日程第4 選挙第2号 副議長の選挙 .....

議長（前勢利夫）

日程第4、選挙第2号、副議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場を閉める〕

議長（前勢利夫）

ただいまの出席議員数は、18人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に4番、東武史君及び5番、岡省吾君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。投票は、単記無記名です。

〔投票用紙の配布〕

議長（前勢利夫）

投票用紙の配布もれは、ありませんか。

〔配布もれなしを確認〕

議長（前勢利夫）

配布もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱を点検〕

議長（前勢利夫）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

なお、投票については、1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

議長（前勢利夫）

投票もれは、ありませんか。

〔投票もれなしを確認〕

議長（前勢利夫）

投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

東武史君、岡省吾君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

議長（前勢利夫）

選挙の結果を報告します。

投票総数18票。有効投票18票、無効投票0票です。

有効投票のうち、堀江眞智子君9票、森本明君9票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、5票であり、堀江眞智子君と森本明君の得票数は、いずれもこれを超えております。

両君の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。

堀江眞智子君及び森本明君が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは、2回引きます。

1回目は、くじを引く順序を決めるためのものです。

2回目は、この順序によって、くじを引き、当選人を決定するためのものです。

東武史君及び岡省吾君、くじの立ち合いをお願いします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。

堀江眞智子君、森本明君、くじを引いてください。

〔くじを引く〕

議長（前勢利夫）

くじを引く順序が決定しましたので報告します。

まず、初めに堀江眞智子君、次に森本明君。以上のとおりです。

ただいまの順序により、当選人を決定するくじを行います。

堀江眞智子君、森本明君、くじを引いてください。

〔くじを引く〕

議長（前勢利夫）

くじの結果を報告します。

くじの結果、森本明君が当選人と決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場を開く〕

議長（前勢利夫）

ただいま当選されました森本明君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

当選された森本明君に発言を求めます。

森本明君、ご登壇をお願いします。

〔森本明君、登壇〕

9番（森本 明）

ただいま、皆様方のご好意により副議長として当選させていただきました。

この上は、議長とともに議会の活性化等に努め、皆様方と一緒に歩んでいきたいと思  
いますので、どうか、よろしくご協力のほどお願いいたします。

ありがとうございました。

〔拍手〕

…………… 日程第5 発議第1号 ……………

議長（前勢利夫）

日程第5、発議第1号、有田川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について  
を議題とします。

この条例は、地方自治法第109条及び第110条の規定により、有田川町議会委員会

条例を定めたものでありますが、議員定数が18人になったことに伴い、各常任委員会の定数を、それぞれ6人に改正するものであります。

なお、条例の内容につきましては、お手元に配布しております。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

議長（前勢利夫）

全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 日程第6 発議第2号 ……………

議長（前勢利夫）

日程第6、発議第2号、有田川町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

この規則は、町議会の円滑な運営を図るため、地方自治法第120条の規定により、議会運営の基本となる有田川町議会会議規則を定めたものでありますが、議員定数が18人になったことに伴い、第14条「議員の議案提出」に要する賛成者の人数を「3人以上」から「2人以上」に、第17条「修正の動議」に要する発議者の人数を「3人以上」から「2人以上」に、改正するものであります。

なお、規則の内容につきましては、お手元に配布しているとおりであります。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

議長（前勢利夫）

全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩いたします。

1時40分から全員協議会を開催しますので、よろしくお願いを申し上げます。

~~~~~

休憩 13時28分

再開 15時47分

~~~~~

..... 日程第7 常任委員の選任 .....

議長（前勢利夫）

再開いたします。

日程第7、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、議長において指名したいと思います。

総務文教常任委員に、堀江眞智子君、橋爪弘典君、東武史君、佐々木裕哲君、竹本和泰君、亀井次男君。以上、6人であります。

次に、産業建設常任委員に、森本明君、坂上東洋士君、新家弘君、西弘義君、中山進君、森谷信哉君。以上、6人であります。

次に、住民福祉常任委員に、増谷憲君、岡省吾君、前勢利夫君、湊正剛君、殿井堯君、楠部重計君。以上、6人であります。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

したがって、常任委員は、ただいま指名しましたとおり選任することに決定しました。

議長より報告します。

各常任委員会から、正副委員長について、互選された結果の報告を受けていますので、報告いたします。

総務文教常任委員長に竹本和泰君、副委員長に堀江眞智子君。

産業建設常任委員長に森谷信哉君、副委員長に西弘義君。

住民福祉常任委員長に楠部重計君、副委員長に岡省吾君。

以上の方々がそれぞれ委員長、副委員長に決定しました。

…………… 日程第 8 議会運営委員の選任 ……………

議長（前勢利夫）

日程第 8、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、議長により指名したいと思います。

議会運営委員に、佐々木裕哲君、殿井堯君、楠部重計君、新家弘君、竹本和泰君、森谷信哉君。以上、6 人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員は、ただいま指名しましたとおり選任することに決定しました。

なお、議会運営委員会から、正副委員長について、互選された結果の報告を受けていますので、報告いたします。

議会運営委員会委員長に佐々木裕哲君、副委員長に新家弘君。

以上のとおり決定しました。

…………… 日程第 9 選挙第 3 号 ……………

議長（前勢利夫）

日程第 9、選挙第 3 号、有田周辺広域圏事務組合議会議員の選挙を行います。

定数は、3 人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、議長において指名推選したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

有田周辺広域圏事務組合議会議員に、橋爪弘典君、東武史君、殿井堯君。以上、3 人を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました 3 人の方々を有田周辺広域圏事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました3人の方々が有田周辺広域圏事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された方々が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

…………… 日程第10 選挙第4号 ……………

議長（前勢利夫）

日程第10、選挙第4号、有田郡老人福祉施設事務組合議会議員の選挙を行います。

定数は、3人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長において指名推選したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

有田郡老人福祉施設事務組合議会議員に、増谷憲君、岡省吾君、亀井次男君。以上、3人を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した3人の方々を有田郡老人福祉施設事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました3人の方々が有田郡老人福祉施設事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された方々が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

…………… 日程第11 選挙第5号……………

議長（前勢利夫）

日程第11、選挙第5号、有田聖苑事務組合議会議員の選挙を行います。

定数は、2人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長において指名  
推選したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

有田聖苑事務組合議会議員に、坂上東洋士君、中山進君。以上、2人を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました2人の方々を有田聖苑事務組合議会議員の当選人と定めること  
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した2人の方々が有田聖苑事務組合議会議員に当選されま  
した。

ただいま当選された方々が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によ  
り当選の告知をします。

…………… 日程第12 選挙第6号 ……………

議長（前勢利夫）

日程第12、選挙第6号、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

定数は、1人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長において指名  
推選したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に楠部重計君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました楠部重計君を和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人  
と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました楠部重計君が和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選された楠部重計君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

…………… 一括議題 提案理由の説明 ……………

議長（前勢利夫）

お諮りします。

日程第13から日程第19までの議案7件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

したがって、日程第13から日程第19までの議案7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山正隆君。

町長（中山正隆）

それでは、ただいま上程されました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。議案第1号は、財産の取得についてであります。

平成21年度学校ICT環境整備事業、教育用・校務用コンピュータ等購入について、平成22年1月14日、12業者を指名し、競争入札に付したところ、和歌山市黒田39番地2、リコー関西株式会社和歌山支社、支社長河野禎氏が6,184万5,000円で落札いたしましたので、物品購入契約を締結するに当たり、議会の同意をお願いするものであります。

議案第2号は、有田川町教育委員会委員の任命の同意についてであります。

教育委員、楠木茂氏の任期が平成22年2月22日をもって満了いたしますが、人格が高潔で教育に関し識見を有する同氏を引き続き教育委員に任命いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第3号は、有田川町教育委員会委員の任命の同意についてであります。

教育委員、毛保敦氏の任期が平成22年2月22日をもって満了いたします。つきましては、その後任として、人格が高潔で教育に関し識見を有する有田川町大字中井原112番地5、三ツ村あけみ氏を教育委員として任命いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第4号は、有田川町公平委員会委員の選任の同意についてであります。

公平委員会委員、松田孝夫氏の任期が平成22年2月21日をもって満了いたしますが、人格が高潔で地方自治の本旨及び人事行政に関し識見を有する同氏を引き続き有田川町公平委員会委員に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第5号は、有田川町公平委員会委員の選任の同意についてであります。

公平委員会委員、楠部康弘氏の任期が平成22年2月21日をもって満了いたしますが、人格が高潔で地方自治の本旨及び人事行政に関し識見を有する同氏を引き続き有田川町公平委員会委員に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第6号は、有田川町公平委員会委員の選任の同意についてであります。

公平委員会委員、嶋田利男氏の任期が平成22年2月21日をもって満了いたします。つきましては、その後任として、人格が高潔で地方自治の本旨及び人事行政に関し識見を有する有田川町大字庄34番地60、松見好晴氏を有田川町公平委員会委員に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第7号は、有田川町監査委員の選任の同意についてであります。

地方自治法第196条第1項の規定により、有田川町大字明王寺17番地、亀井次男氏を有田川町監査委員に選任いたしたく議会の同意をお願いするものであります。

以上で、提出議案に対する私の説明を終わります。

何卒ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（前勢利夫）

提案理由の説明が終わりました。

…………… 日程第13 議案第1号 財産の取得について ……………

議長（前勢利夫）

日程第13、議案第1号、財産の取得についてを議題といたします。

なお、本問題につきましては、法的拘束力は持ちませんが、9日の全員懇談会において企画財政課長を中心に説明会が行われ、質疑応答も交わされております。これをご参考に、質疑を行っていただきたいと思っております。

1番、増谷憲君。

1番（増谷 憲）

議案第1号について、質疑をさせていただきます。

まず、町長にですね、今回入札、指名業者12社ございまして、その内の8社が入札を辞退を行ったと。まあ、指名業者の70%が辞退になったという経過があります。「これは、いかにも」と私は思うのですが、その点どのように思っておられるのか伺いたいのと。

それから、このコンピュータ購入等の財源につきましては、国の2分の1と経済対策とが半分入っています。ですが、経済対策という意味ではですね、やはり町内業者にどう発注させるかということに、どれだけ努力するかということが大事だと思うのです。契約者は結局、和歌山リコーの和歌山支社となってしまいますから、町内の4社に割り振られて

いないと。私は、せめて、電子黒板は難しいとしても、その他のコンピュータの発注等についてはですね、町内業者4社に振り分けてもよかったんじゃないかというように思いますが、その点、町長にご答弁いただきたいのと。

担当の学校教育課長についてはですね、このコンピュータを導入しましても、結局コンピュータは寿命が短いということもありまして、5年で普通、7年でよくもっていいという状況になってまいりますから、前にも質疑させていただいたように、結局、5年、7年先にまた同じように更新しなければならないという事態が迎えます。ですから、これまで購入したコンピュータと合わせて、本当にそのとき大変な状況になりますから、その点、どのように考えていくのか。

それから、もう1つ。電子黒板の使用についてであります。これも、使うこと自体が大変で、覚えることも多くて、実際、現場でうまく活用できるのかどうか。かえって授業に支障が出ないかどうか。また、かえって、使わなくなってしまって、放っておかれるようなことにならないのかどうか、その点がたいへん心配するわけです。今、講師を招いてそういう研修もされるようですけども、本当にうまくいくのかどうかわかりませんので、その点、質疑をさせていただきます。

議長（前勢利夫）

執行部の答弁を求めます。

——学校教育課長。

学校教育課長（坂上泰司）

増谷議員さんの質問にお答えしたいと思います。

先に、購入して5年先に、また更新時期になった場合、どう対応するのかということですが、今回のコンピュータにつきましては、5年後はリース契約で契約したいと思います。今、5年のリース契約にした場合、金額は、年間1,350万円になります。

また、電子黒板の使用につきましては、春休み中に3回、教員に研修を計画しております。また、夏休み中にも計画をしています。

あとですね、今回の指名業者につきましては、入札参加資格審査会におきまして指名を提出しております町内業者と県内に事業所を持ち実績のある業者、また過去の情報処理機器の入札において指名されている12業者で行いましたが、8業者が辞退、4業者で入札を行っております。辞退届けの理由といたしましては、準備が整わなかったためとか、当社の都合により、また仕様の提出に間に合わなかったため、諸般の事情により等という事情になっております。

それから、各学校とも、教育用コンピュータ、校務用コンピュータを統一した機種で行いたいということで、入札を一括して行っております。

以上でございます。

議長（前勢利夫）

1番、増谷憲君。

1 番（増谷 憲）

いろいろ諸事情もありますけども、1つは、コンピュータの購入の方ですけども。理由はさまざまあるんですけども、一定期間準備なんかも早くさせるように発注しているとかすれば、私は十分町内の業者でもできたのではないかと思います。

それから、統一したコンピュータについては、それぞれの業者でできると思うので、それで問題ないと思います。

それから、5年先はリースということで今、答弁されましたが、これは後ほどですね、まずその内訳も出していただいて、お願いしたいと思います。

それから、電子黒板については、3回とか、夏休みも計画しているということでありましたが、本当にこれで現場としてうまいこといくのかどうか、私は心配しておりますので、十分配慮していただきたいなというふうに思います。

以上です。

——もう答弁結構です。

議長（前勢利夫）

10番、殿井議員。

10番（殿井堯）

関連質問になるんですけども。

まず、この落札価格というのは、56とか57とかって、たいへん低い落札金額で、多分よその、この金額出された場合には、必ず地元の業者がこれによつて来んと思うんですわ。この落札金額見たらね。だから、これが70、80、90ってなったら、そらまあ地元もついてくるということなんで。

まあ、今、関連なんですけども、増谷議員さんから質問ありましたけども。町としたらなるべく安い入札価格でもらったら、やっぱり一番いいということで。何も高い地元へすべてを落とすという理屈にはならんと思うんです。やっぱり入札価格というのは安い方がよい。

ただ、残念なのは、これだけの入札の業者が入っていないながら、なんで辞退せなあかんのかということ自体で、今、課長の方から説明がありましたけど。僕の知り得るところの事由によつたら、この関西リコーは力があって安い。そやけど、この一部上場になってる業者もたくさん入っている。ここはなんで辞退かというたら、この品物の中にどうしても関西リコーしか手の届かん商品があったと。だから、この商品で、なおかつ五十何%安いとこでやられた。ほやけど、町としたら、この安い方が、まあ、増谷議員さんの逆なんですけども、地元で高い金額落とされるんだったら、それやったら、やっぱり全体的に見て安いところが落として当然と違うかと。だから、地元びいきもわかりますけども、わざわざなにも高いところへ持って行く必要はないと。この五十何%で、僕は、これでいって五十何%で落として、地元業者で選定して、95とか、仮に90で落とされるんやったら、こっちの方が平衡でないかなと思うんやけど。

ただ、地元業者も高い値段で辞退せんと、入札に参加してもらおうと。だから、ここで辞退するということは何らかの原因があって辞退されてると思うんで、その原因とかそういうのを、やっぱり一応究明してもらって、また、そういうことで資格審査委員会にかけてもらって、こういう辞退のないように、値段が高くて入札価格に対して入れてもらうという方向を、これからとってもらわんと。これ、あんまりにも、12社あって参加したのは4社ということやったら、ちょっとこう、傍から見てもね。ただ、僕は増谷議員と反対で、内容で五十何%で落としてるんやから、そら安い方がええという、そういう意見なんですけども。これから審査委員会で選ぶ場合には、こういう辞退をあんまり招かぬよう。だから、どうしても金額的にも合わんのやったら、もう自分の思ってる金額入れてもらったら。ここに1億なんぼって、この1億のありますね。古川電設、これ1億なんぼで入れています。これと倍ほど違う。でも、これはこれなりの評価はできると思うんで、なるべく辞退ということこれから招かんように審査委員会も頑張ってもらいたいということで。

まあ一応、答弁ありましたら、答弁してもらったらいいいんですけども、答弁がなければ、そのままいいです。どっちでもいいです。

議長（前勢利夫）

町長。

町長（中山正隆）

殿井議員さんにお答えします。

僕はですね、いつでも地元業者は大事だということで、今回も地元で対応できる業者はすべて入っていただいて。ただ、これはもう最低価格を入れてませんので、いくらで落ちるか、当然皆さんわかってない中で辞退されたということは、先ほどちょっと、その中の理由にですね、準備が間に合わなかったということがあります。その大きな原因は、これももう早く、実は21年度の自民党の補正で経済対策で出てたんですけども、政権が変わって、まあ仕分け作業があるんやということで、その決定については非常に遅れてまいりました。まあ、そういう理由で辞退をされたという非常に残念な結果なんですけれども。今後、そういうことのないように、できるだけ努力はさせていただきたいと思います。

議長（前勢利夫）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（前勢利夫）

質疑なしの声があります。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（前勢利夫）

討論がないようでございますので、これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

議長（前勢利夫）

全員賛成でございます。

よって本案は、議決決定いたしました。

…………… 日程第14 議案第2号 ……………

議長（前勢利夫）

日程第14、議案第2号、有田川町教育委員会委員の任命の同意についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、楠木茂君の退場をお願いします。

〔楠木茂君、退場〕

議長（前勢利夫）

本件は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（前勢利夫）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

議長（前勢利夫）

全員賛成であります。

よって本案は、同意することに決定されました。

〔楠木 茂君、入場〕

議長（前勢利夫）

ただいま任命された楠木茂君が議場におられますので、発言を許可します。

楠木茂君。

教育委員長（楠木 茂）

議員の皆様には、本日、ご同意をいただき……

（「議長、その結果を報告してあげやないかん。結果を報告してあげやな、どうなったかわからん」と殿井議員、呼ぶ）

議長（前勢利夫）

「ただいま任命されました」ということをはっきり言いましたよ。——はい。

楠木君、発言してください。

教育委員長（楠木 茂）

議員の皆様、本日、ご同意をいただきました。本当に有り難うございました。



本当に気の引き締まる思いでございます。有田川町の教育、現在、見える学力、あるいは見えない学力、ともにたいへんよいバランスで推移してございます。全国学力テストにつきましても、概ね満足できる答えを出してくれています。この教育レベルというのを維持しながら、そしてまた高いところに目標を置きながら、全身全霊頑張っていきたいと、そういうふうな決意をいたしております。

本日はどうもありがとうございました。

〔拍手〕

…………… 日程第15 議案第3号 ……………

議長（前勢利夫）

日程第15、議案第3号、有田川町教育委員会委員の任命の同意についてを議題とします。

本件は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（前勢利夫）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって本案は、同意することに決定されました。

…………… 日程第16 議案第4号 ……………

議長（前勢利夫）

日程第16、議案第4号、有田川町公平委員会委員の選任の同意についてを議題とします。

本件は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（前勢利夫）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって本案は、同意することに決定されました。

…………… 日程第 17 議案第 5 号 ……………

議長（前勢利夫）

日程第 17、議案第 5 号、有田川町公平委員会委員の選任の同意についてを議題とします。

本件は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（前勢利夫）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって本案は、同意することに決定されました。

…………… 日程第 18 議案第 6 号 ……………

議長（前勢利夫）

日程第 18、議案第 6 号、有田川町公平委員会委員の選任の同意についてを議題とします。

本件は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（前勢利夫）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって本案は、同意することに決定されました。

..... 日程第 19 議案第 7 号 .....

議長（前勢利夫）

日程第 19、議案第 7 号、有田川町監査委員の選任の同意についてを議題とします。  
地方自治法第 117 条の規定によって、亀井次男君の退場をお願いします。

〔亀井次男君、退場〕

議長（前勢利夫）

本件は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（前勢利夫）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。  
これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって本案は、同意することに決定しました。

〔亀井次男君、入場〕

議長（前勢利夫）

ただいま任命された亀井次男君が議場におられますので、発言を許可します。

17 番（亀井次男）

ただいま、ご推薦いただきました亀井次男です。

任務を精一杯頑張りたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

〔拍手〕

..... 日程第 20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 .....

議長（前勢利夫）

日程第 20、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元にお配りしております  
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出が  
あります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。閉会中、よろしく調査お願いいたします。

ここで、平成22年2月22日をもって退任されます毛保敦教育委員長より、退任のあいさつの申し入れがありましたので、許可いたします。

教育委員長、毛保敦君。

教育委員長（毛保 敦）

ただいま、議長さんのお許しをいただきましたので、一言退任のあいさつをさせていただきます。

私、このたび2月22日付けをもちまして任期満了により有田川町の教育委員を退任させていただくことになりました。思えば、平成4年の10月に旧金屋町の委員として選任をしていただきまして、以来、金屋町で3期と1年余り、また有田川町になって、1期、都合17年余り委員としてお世話になったわけでございます。その間には、いろいろの出来事もございました。しかしまあ、私としては、なんらこう、たいした仕事もできないままに、ただ日が過ぎていったという感じがするわけでございます。

しかしながら、まあなんとか無事に大過なく退任の日を迎えることができましたことを、誠に本人としては喜んでいる次第でございます。これもひとえに議会の先生方、また、町長さんを初め町執行部の皆様方、また、関係の皆様方の本当に温かいご支援とご鞭撻のおかげでございまして、心より厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

この17年の中で、旧金屋町では5年間、それから新町で1年間町議会の方へも出席をさせていただきまして、委員としてはもちろんでありますけれども、私個人としてもたいへん貴重な体験をさせていただきましたし、またよい勉強をさせていただきました。私のこの70年の人生の中でも、本当にこう、心に残る、大切な、貴重な時間であったと思っております。本当にありがとうございました。

今後につきましては、本業である農業に専念をしながら、一町民として少しでも町のために、また生まれ育ったふるさとのために役に立てるようなことがあればなと思っております。今後ともどうぞひとつご厚情のほどよろしくお願いいたします。

本当に長い間どうもありがとうございました。

〔拍手〕

議長（前勢利夫）

毛保敦教育委員長に申し上げます。

平成4年10月1日から教育行政運営に多大なご尽力をされました。その功績をたたえ、深く敬意を表する次第であります。

どうか、健康にはくれぐれも留意されまして、今後も有田川町の発展のためにご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本当に、長らくご苦労様でした。

〔拍手〕

議長（前勢利夫）

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成22年第1回有田川町議会臨時会を閉会します。

~~~~~

閉会 16時25分

以上、会議の経過を記載して、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

有田川町議会議長 前 勢 利 夫

有田川町議会臨時議長 前 勢 利 夫

1 番 議 員 増 谷 憲

18 番 議 員 森 谷 信 哉

平成 22 年第 1 回 有田川町議会臨時会会議録

有 田 川 町 議 会 事 務 局

〒643-0021 和歌山県有田郡有田川町大字下津野 2018-4

電話 0737-52-2111